

「岡山いきいき子どもプラン2010（仮称）」（素案） に対する意見等について

「岡山いきいき子どもプラン2010（仮称）」（素案）について、おかやま県民提案制度（パブリック・コメント）により、広く県民の方の御意見や御提言を募集しました。

また、期間中に、「岡山県社会福祉審議会児童福祉専門分科会」及び「岡山県子どもを健やかに生み育てるための環境づくり推進協議会幹事会」を開催し、御意見や御提言をいただきました。

その結果は次のとおりです。

1 意見等の数

- 44件
(1) パブリック・コメント 22件（11人1団体）
(2) 審議会及び協議会 22件（16人）

2 意見等の概要と県の考え方

別紙のとおり

なお、岡山県保健福祉部子育て支援課のホームページに掲載しているほか、県庁保健福祉部子育て支援課、県政情報室、各県民局総務課、各地域事務所地域総務課、各児童相談所（中央・倉敷・津山）、きらめきプラザ（岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館）及び県立図書館に備え付けています。

3 今後のスケジュール

- 平成22年3月 1日（月） 県子どもを健やかに生み育てる環境づくり総合対策本部会議において計画決定（予定）
3月11日（木） 県議会子ども応援特別委員会に報告、公表
3月12日（金） 県議会生活環境保健福祉委員会に報告

〔参考〕

1 パブリック・コメントの募集

- (1) 募集期間
平成21年12月15日（火）から平成22年1月15日（金）まで

- (2) 素案の公表方法
岡山県保健福祉部子育て支援課のホームページに掲載したほか、県庁保健福祉部子育て支援課、県政情報室、各県民局総務課、各地域事務所地域総務課、各児童相談所（中央・倉敷・津山）、きらめきプラザ（岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館）及び県立図書館にプラン（素案）の冊子を備え付けた。

- (3) 募集方法
電子メール、インターネット、郵便、ファクシミリにより受け付けた。

2 審議会及び協議会の開催

- (1) 県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
開催日 平成21年12月18日（金）
(2) 県子どもを健やかに生み育てるための環境づくり推進協議会幹事会
開催日 平成21年12月25日（金）

**「岡山いきいき子どもプラン2010（仮称）」（素案）
に対する主な意見と県の考え方（要旨）**

1 パブリック・コメントの意見等

【全般】

御意見・御提言	県の考え方
<p>県民の1%強が在住外国人の認知をする語句を明記する。 また、国際結婚による子どもたちにも視点を当てたことを明記すべきだ。</p>	<p>在住外国人の方や国際結婚をされた方の子どもも対象に含まれますが、御意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>OP1「1 計画策定の趣旨」 「女性就業者や在住外国人の増加、」「年齢や性別、能力、国籍等にかかわらず、すべての子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進することは、」</p>
<p>基本目標の「Ⅱ子どもが健やかに育つ地域づくり」と「Ⅲ子どもを安心して生み育てる社会環境づくり」は、それぞれに地域づくりの施策と社会環境づくりの施策が混在しているように見受けられる。</p>	<p>「Ⅱ」は、子どもを中心として、その健やかな育ちを支援するための施策等について、また、「Ⅲ」は、誰もが安心して子育てができる環境づくりに向けた施策等について、それぞれ取りまとめたものですが、御意見を踏まえ、「Ⅱ子どもが健やかに育つ地域・社会づくり」、「Ⅲ子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり」に修正します。</p>

【I 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり】

御意見・御提言	県の考え方
<p>乳児家庭全戸訪問事業で子育て情報の提供や相談は成果が期待されるが、母親の精神的不安定や、経済的な苦しさなどをサポートする体制づくりも期待したい。</p>	<p>子育て家庭に対する情報提供や一時預かり等の支援については、市町村において地域の実情に応じた支援体制づくりが進められており、県では、そうした取組を行う市町村に効果的な支援を行ってまいります。</p>

【II 子どもが健やかに育つ地域・社会づくり】

御意見・御提言	県の考え方
<p>子育ての些細な悩みや子どもの保育環境についてなど、気軽に对话ができる機会や場づくり、仕組みづくりを切望する。</p>	<p>地域の子育て中の親子が気軽に集い、情報交換や交流を行ったり、子育てサークルの支援や育児相談などを行う地域子育て支援拠点の整備を進めているところであります、プラン(素案)の重点施策に掲げるとともに、実施か所数の目標値を設定して整備に努めることにしています。</p>

【IV 子どもをまもり支援する体制づくり】

御意見・御提言	県の考え方
ケースに最終的に責任を持つのが市町村だとすれば、そこに専門職が確保される必要があり、児童福祉の専門家であることに意味がある。	<p>子ども家庭相談の第一義的な相談窓口は市町村であることから、県では、研修を実施し、市町村の窓口への児童福祉司任用資格を持つ者の配置の促進等に努めることとしています。</p> <p>御意見を踏まえ、次のとおり追加します。</p> <p>○ P45 「(3)市町村の対応力の強化」 <u>「また、市町村職員を対象とした児童福祉司任用資格取得研修等を実施し、市町村の対応力の強化を図ります。」</u></p>
発達障害のある子どもに対する支援として、市町村は地域で障害のある人の日常生活を支える役割だけでなく、発達障害のある子どもの早期発見や、その後の早期療育開始への関わりなども重要な役割と考える。	<p>発達障害のある子どもの早期発見、早期療育開始は重要で、すべての市町村で健診等の機会を活用したスクリーニングや早期療育に向けての取組を行っています。</p> <p>県では、今後も、発達障害のある子どもの支援に努める市町村の取組をサポートしたいと考えています。</p> <p>御意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>○ P48 「(2)発達障害のある子どもの支援」 <u>「発達障害のある子どもへの支援のため、市町村、保健所、児童相談所、発達障害者支援センター等においては、」</u></p>

【第6章 計画の推進に当たって】

御意見・御提言	県の考え方
県としていつ、どこで、どんな枠組みで、どんな手順で、進捗状況の把握・点検を行い、その結果・効果を公表・説明し、公表結果に対する意見を集めながら施策のプラスアップをどのように進めるのか。	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>○ P52 「第6章 計画の推進に当たって」 <u>「また、目標事業量の進捗状況を毎年度点検し公表を行うなど、取組への成果を検証し、改善や新たな措置を講じるため、適切な進行管理を行うこととします。</u></p> <p><u>さらに、計画の実施過程においては、社会・経済情勢の大きな変化や国の制度改定などに応じて、計画内容の適時・適切な見直しに努めます。」</u></p>

2 審議会及び協議会の意見等

【全般】

御意見・御提言	県の考え方
支援策に現場の声が反映されていない。現場の声に真剣に耳を傾けて、その生の声を取り入れてほしい。	策定に当たっては、保護者への意識調査、「意見を聞く会」の開催、はぐくみ岡山「おぎやっと21」会場での意見募集など、様々な形で県民の皆さんのお意見を聴取し、施策に反映させるよう努めたところです。

【I 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり】

御意見・御提言	県の考え方
妊娠中に夫婦で参加できる子育て教室のような研修会を開催して、子育ては素晴らしいものだと伝えることが必要ではないか。	医療機関や各市町村において妊婦教室、安産教室等が開催され、妊娠中の正しい知識や子育てについての情報提供が行われているところであります。県では、産科医療機関等を通じた子育て支援情報の提供等に努めてまいります。
競争社会の中では取り残されていくような子どもにも、ここをステップにすれば将来が開けていくというコースが示されれば、夢が描け、社会に役に立つていけるのではないか。	高等学校では、生徒が学校生活の中で目標設定したり、自己努力の結果として自信を付けることをねらいとして、資格取得に挑戦させたりボランティア活動等に取り組ませたりしております。それらの取組を通じて自己有用感を持ち、将来の目標設定ができるようになる生徒も多くいます。 子どもたち一人ひとりが夢を描き、将来、自己有用感をもって働くことができるよう、今後もキャリア教育の充実に取り組んでまいります。

【II 子どもが健やかに育つ地域・社会づくり】

御意見・御提言	県の考え方
双子を育てるのはとても大変だが、自分から「お願いします」とはなかなか言えない。地域やいろいろなところの支援があれば、もう少し楽に子育てができるのでは、と思う。	各市町村において、母子保健に関する相談対応や教室の開催などを行うとともに、愛育委員等のボランティアによる子育て支援などを進めています。 子育てのSOSはなかなか発信しにくいかもしれません、一人で悩まないで、困っていることを市町村窓口等に御相談いただけるよう、県としても、適時・適切な情報の提供等に努めてまいります。

【III 子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり】

御意見・御提言	県の考え方
<p>病気で障害が残ったような子どもとその家族についての対策が盛り込まれていない。</p> <p>子どもに対して医療と福祉の中間的なケアを行い、家族も自分たちの生活をしながら子どもの療育環境をつくれるような施設や施策の需要が非常に強まっていると考える。</p>	<p>周産期医療対策協議会で検討しながら、周産期医療センターのN I C U(新生児集中治療室)、G C U(N I C U後の回復期治療室)の増床に努め、低出生体重児等の受入体制の充実に努めるほか、心身に障害のある子どもの受入施設等との連携を推進しているところです。</p> <p>御意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>○ P36 「(1)周産期医療・小児医療の充実」</p> <p>「24時間緊急受入体制等を確保するため、総合周産期母子医療センターを中心とする周産期医療体制の整備や、<u>医療的ケアを要する子どもの療育体制の充実を促進し、安心して妊娠・出産できる環境を整えます。</u>」</p>

【IV 子どもをまもり支援する体制づくり】

御意見・御提言	県の考え方
<p>「社会的養護体制の充実」のうち、特に「子どもの権利擁護の強化」についての記述は、文面が非常にネガティブなので、もっと前向きに進めること。基本的に考え方には「子どもの幸せの視点」と明確に書いてあるので、それをすべての子どもに貫くようお願いしたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>○ P46 「(3)子どもの権利擁護の強化」</p> <p>「施設や里親の下で養育されることとなった子どもについて、<u>それまで地域社会で構築してきた人間関係や地域環境等に十分配慮し、子どもの最善の利益の確保を最優先にした適切な支援に努めます。</u></p> <p><u>また、こうした子どもとその保護者に不安を与えないよう最大限配慮するとともに…。</u></p> <p><u>さらに、施設職員等を対象とした基幹的職員(スーパーバイザー)養成研修などケアの質の向上のための取組を推進するとともに、『被措置児童等虐待対応ガイドライン』を策定し、施設内虐待(被措置児童等虐待)の防止の徹底を図るなど、子どもの権利を擁護する取組を強化します。」</u></p>
<p>障害者の専門の就労施設を作つて、子どもに合わせた仕事を与えるとともに、相談員も置いてほしい。</p>	<p>15歳以上の障害のある子どもについて、必要がある場合は、障害のある人を対象とした就労関係のサービスを受けることができます。</p> <p>御意見を踏まえ、次のとおり追加します。</p> <p>○ P48 「(1)障害のある子どもの支援」</p> <p>「<u>こうした取組を推進することにより、障害のある子どもが将来自立できるよう支援の充実に努めます。</u>」</p>